

平成 26 年度 第 3 回 横浜市民間資金等活用事業審査委員会 議事録	
日 時	平成 26 年 11 月 27 日 (木) 16 時 00 分～17 時 20 分
開 催 場 所	横浜市文化観光局会議室
出 席 者	委員： 宮本和明委員長、小幡委員長代理、齋藤真哉委員、国吉直行委員、矢ヶ崎紀子委員 事業所管局： 文化観光局コンベンション振興課 川合施設担当課長、坂口課長補佐、松下課長補佐 ほか 事務局： 政策局共創推進室 矢野担当課長、林担当係長 ほか
欠 席 者	－
開 催 形 態	非公開
次 第	1 議事 (1) みなとみらい 21 中央地区 20 街区 M I C E 施設整備事業に関する入札説明書等について (審議) ア. 入札説明書について イ. 要求水準書について ウ. モニタリング基本計画について エ. 落札者決定基準について オ. 基本協定書 (案) 及び各種契約書 (案) について (2) その他 2 事務連絡
議 事 概 要 (要 旨)	(1) みなとみらい 21 中央地区 20 街区 M I C E 施設整備事業に関する入札説明書等について ア. 入札説明書について 事業所管局からの、資料 1 による説明に基づき、入札説明書について審議を行った。 ○委員：開札の時期が提案書の受付直後となっているが、それでは性能評価の前に入札価格を知ることになる。委員会による性能評価が客観的なものであることを明確にするために、開札は性能評価の後か、又は少なくとも別会場で同時とした方が良いのではないかと。 ●事業所管局：案では、開札した時点で、予定価格を超過した提案については無効とし、基礎審査及び定量化審査にはかけないものとしている。なお、市において開札を行い、性能評価後に、各入札価格及び算出した各価格点を委員会に示す予定でいた。 ○委員：開札した時点で、事業者は、入札価格が市だけでなく、審査委員にも知られるものとなったと捉えるだろう。価格点による順位付けがされた上で性能評価がなされたと思われることで、性能評価の客観性に対する信頼を損なうおそれがある。 ○委員：開札時期については、実施方針に記載し、一度公表してしまっているが、入札に関する事項は入札説明書が基となるので、入札説明書において修正することで問題は無いのではないかと。

●事業所管局：開札の時期については、再度検討させてもらいたい。

○委員長：本件については、市の案のとおりとする。ただし、開札については、本委員会による性能評価に影響のない時期及び方法とすることを再度検討すること。

イ. 要求水準書について（審議）

事業所管局からの資料2による説明に基づき、要求水準書について審議を行った。

○委員：市への報告書提出の期限について、「各事業年度終了後6月末日までに」とあるが、通常、事業年度は事業者の任意で設定できるものである。記載としては、例えば「各事業年度終了後3か月以内に」とした方が良いのではないか。

●事業所管局：指摘を踏まえて、再度検討する。

○委員長：本件については、市の案のとおりとする。ただし、事業年度については、事業者が任意に設定できることを前提に、適宜整理すること。

ウ. モニタリング基本計画（案）について（審議）

事業所管局からの資料3による説明に基づき、モニタリング基本計画（案）について審議を行った。

— 了承 —

エ. 落札者決定基準について（審議）

事業所管局からの資料4による説明に基づき、落札者決定基準（案）について審議を行った。

○委員：価格点については、現在価値に補正して算出するのか、単純に現在価値化しない入札価格により算出するのか。20年以上の長期の事業であるため、維持管理費・修繕費については、現在価値換算した上で評価するのが本来的には適切であると考え。しかし一方で、より後年度に支出を送った収支計画とした方が価格を抑えられる、という操作が可能となるデメリットもある。

●事業所管局：現在価値化しないことを考えている。現在価値化するに当たって使用する割引率については定まったものが無く、設定の仕方によっては、得点の大小が入れ替わる可能性があり、採用は困難と考える。また、委員が指摘するようなデメリットもあると考える。

○委員：単純合計とすることについては、どこに記載しているか。

●事業所管局：提案書の様式が各年度のサービス購入料を合算するようになっており、注書きでその旨を記載している。

○委員：事業者によっては、現在価値化した入札価格をつくってくるかもしれない。捉え方に違いが出ないように、明確に規定すべき。

○委員：「2-(4) 設備計画・什器備品計画」の①に、「我が国を代表する

	<p>MICE 施設であること・・・」という記載があるが、これは設備や什器備品だけでなく、施設全体にかかるべき視点ではないか。</p> <p>○委員：重要な視点でもあるので、配点の高い項目に記載し、市の意図が提案者に的確に伝わるようにすべき。</p> <p>●事業所管局：MICE 施設全体としての品格を上げられるように、審査の視点を再検討する。</p> <p>○委員長：本件については、市の案のとおりとする。ただし、価格点算出に使用する入札価格については、現在価値換算などの補正を行わないことを明記すること。また、審査の視点については、本事業において整備する MICE 施設の基本的な目的・趣旨への合致を確認するための視点を、全体に係るかつ配点の高い項目に設けること。</p> <p>オ. 基本協定書（案）及び各種契約書（案）について（審議）</p> <p>事業所管局からの資料5による説明に基づき、基本協定書（案）及び各種契約書（案）について審議を行った。</p> <p>— 了承 —</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
資 料	<p>1 委員名簿</p> <p>2 みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1 入札説明書（案） ・資料2 要求水準書（案） ・資料3 モニタリング基本計画（案） ・資料4 落札者決定基準（案） ・資料5 基本協定（案）及び各種契約書（案）